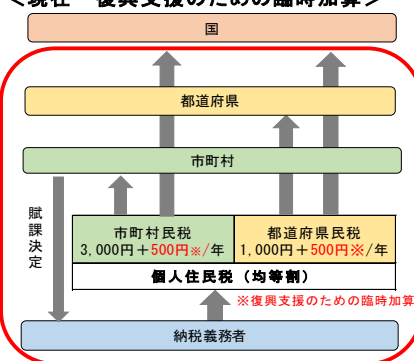
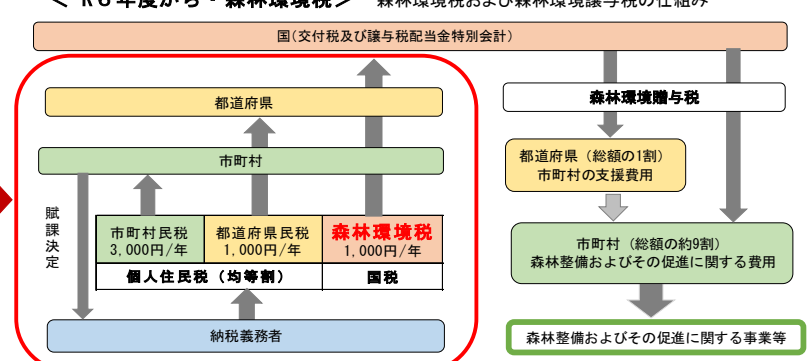

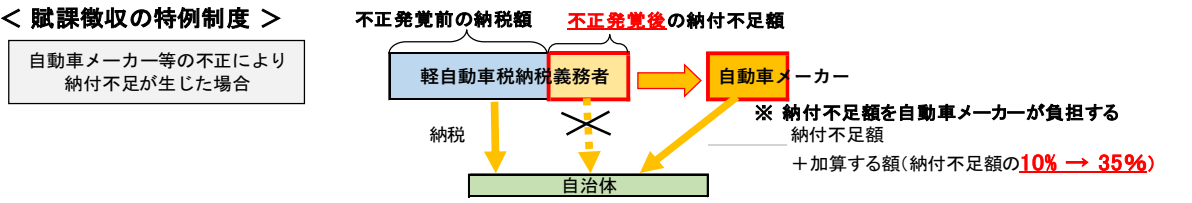


項目		内 容	施行期日	該当条文																																																																													
(1) 森林環境税の導入	<p>森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設された。</p> <p>納税義務者：国内に住所を有する個人 賦課徴収方法：個人住民税均等割と併せて賦課徴収 税率：年1,000円</p> <p>※令和6年度分以降の個人住民税から併せて賦課徴収する。</p>	<p>＜現在・復興支援のための臨時加算＞</p>  <p>平成26年度～令和5年度まで</p> <p>＜R6年度から・森林環境税＞ 森林環境税および森林環境譲与税の仕組み</p>  <p>令和6年度から施行</p>	令和6年1月1日	第20条の2、第27条、第29条、第32条、第35条、第35条の2、第35条の6、																																																																													
(2) 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う所要の措置	<p>道路交通法の改正により一般原動機自転車から区分して新たに定義された「特定小型原動機自転車」に係る税率を2,000円とする。</p> <p>現在：原動機付自転車(第一種原付)税率 2,000円/年 もしくは 原動機付自転車(ミニカー) 税率 3,700円/年</p> <p>改正後：特定小型原動機付自転車 税率 2,000円/年</p>	<p>特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) イメージ図</p>  <p>(参考) 保安基準項目 方向指示器、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯等</p> <table border="1" data-bbox="1513 672 2389 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">原 動 機 付 自 転 車</th> </tr> <tr> <th>特定小型原動機付自転車※</th> <th colspan="4">一 般 原 動 機 付 自 転 車</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>第1種原付</th> <th>第2種乙原付</th> <th>第2種甲原付</th> <th>ミニカー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識色</td> <td>白</td> <td>白</td> <td>黄</td> <td>桃</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>標識サイズ</td> <td>100mm×100mm</td> <td colspan="4">100mm×170mm又は200mm</td> </tr> <tr> <td>最高速度</td> <td>20km/h以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>排気量</td> <td>—</td> <td>50cc以下</td> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>20cc超～50cc以下</td> </tr> <tr> <td>定格出力</td> <td>0.6kW以下</td> <td>0.6kW以下</td> <td>0.6kW超～0.8kW以下</td> <td>0.8kW超～1.0kW以下</td> <td>0.25kW超～0.6kW以下</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>1.9m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>0.6m以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>三輪以上/輪距50cm超/車室あり</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>2,000円/年</td> <td>2,000円/年</td> <td>2,000円/年</td> <td>2,400円/年</td> <td>3,700円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定小型原動機付自転車＝電動キックボード等</p>		原 動 機 付 自 転 車					特定小型原動機付自転車※	一 般 原 動 機 付 自 転 車						第1種原付	第2種乙原付	第2種甲原付	ミニカー	標識色	白	白	黄	桃	水	標識サイズ	100mm×100mm	100mm×170mm又は200mm				最高速度	20km/h以下	—	—	—	—	排気量	—	50cc以下	50cc超～90cc以下	90cc超～125cc以下	20cc超～50cc以下	定格出力	0.6kW以下	0.6kW以下	0.6kW超～0.8kW以下	0.8kW超～1.0kW以下	0.25kW超～0.6kW以下	長さ	1.9m以下	—	—	—	—	幅	0.6m以下	—	—	—	—	高さ	—	—	—	—	—	他	—	—	—	—	三輪以上/輪距50cm超/車室あり	税率	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,400円/年	3,700円/年	公布の日	第39条
	原 動 機 付 自 転 車																																																																																
	特定小型原動機付自転車※	一 般 原 動 機 付 自 転 車																																																																															
		第1種原付	第2種乙原付	第2種甲原付	ミニカー																																																																												
標識色	白	白	黄	桃	水																																																																												
標識サイズ	100mm×100mm	100mm×170mm又は200mm																																																																															
最高速度	20km/h以下	—	—	—	—																																																																												
排気量	—	50cc以下	50cc超～90cc以下	90cc超～125cc以下	20cc超～50cc以下																																																																												
定格出力	0.6kW以下	0.6kW以下	0.6kW超～0.8kW以下	0.8kW超～1.0kW以下	0.25kW超～0.6kW以下																																																																												
長さ	1.9m以下	—	—	—	—																																																																												
幅	0.6m以下	—	—	—	—																																																																												
高さ	—	—	—	—	—																																																																												
他	—	—	—	—	三輪以上/輪距50cm超/車室あり																																																																												
税率	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,400円/年	3,700円/年																																																																												
(3) 軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の延長	<p>環境性能の優れた軽自動車(新車に限る。)を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)について、適用期限(現行対象:令和3年4月1日～令和5年3月31日)の間の初回登録車両を3年間または2年間延長する。</p>	<p>◆令和4年4月1日～令和8年3月31日までの間に初回登録車両について、登録を受けた日の属する翌年度分の種別割に適用 ※ただし、下記の適用基準3)に該当する車両については令和7年3月31日まで</p> <table border="1" data-bbox="1216 1123 2389 1365"> <thead> <tr> <th rowspan="3">グリーン化特例(軽課)適用基準車両等</th> <th colspan="6">単位(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">三輪</th> <th colspan="4">四輪以上</th> <th rowspan="2">延長期間</th> </tr> <tr> <th>家用</th> <th>営業用</th> <th>家用</th> <th>営業用</th> <th>家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記基準の非該当車</td> <td>3,900</td> <td>—</td> <td>10,800</td> <td>6,900</td> <td>5,000</td> <td>3,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1) 電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成車)等</td> <td>1,000</td> <td>—</td> <td>2,700</td> <td>1,800</td> <td>1,300</td> <td>1,000</td> <td>3年延長</td> </tr> <tr> <td>2) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>3,500</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車</td> <td>—</td> <td>3,000</td> <td>—</td> <td>5,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2年延長</td> </tr> </tbody> </table>	グリーン化特例(軽課)適用基準車両等	単位(円)						三輪		四輪以上				延長期間	家用	営業用	家用	営業用	家用	営業用	下記基準の非該当車	3,900	—	10,800	6,900	5,000	3,800	—	1) 電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成車)等	1,000	—	2,700	1,800	1,300	1,000	3年延長	2) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車	—	2,000	—	3,500	—	—	—	3) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車	—	3,000	—	5,200	—	—	2年延長	公布の日	附則第6条の2①																									
グリーン化特例(軽課)適用基準車両等	単位(円)																																																																																
	三輪			四輪以上				延長期間																																																																									
	家用	営業用	家用	営業用	家用	営業用																																																																											
下記基準の非該当車	3,900	—	10,800	6,900	5,000	3,800	—																																																																										
1) 電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制より窒素酸化物10%低減達成車)等	1,000	—	2,700	1,800	1,300	1,000	3年延長																																																																										
2) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車	—	2,000	—	3,500	—	—	—																																																																										
3) 平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成し、令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車	—	3,000	—	5,200	—	—	2年延長																																																																										
(4) 自動車メーカーの不正行為による軽自動車税納付不足額に係る加算割合の引き上げ	<p>自動車メーカーによる不正行為に起因して生じた軽自動車税納付不足額に係る加算割合を35%(現行10%)に引き上げる。</p>	<p>＜賦課徴収の特例制度＞</p>  <p>不正発覚前の納税額 不正発覚後の納付不足額</p> <p>自動車メーカー等の不正により納付不足が生じた場合</p> <p>軽自動車税納付義務者 → 自動車メーカー</p> <p>※ 納付不足額を自動車メーカーが負担する納付不足額 + 加算する額(納付不足額の10% → 35%)</p>	令和6年1月1日	附則第5条の2の2 第6条の2③																																																																													
(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長	<p>区民税における優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡による長期譲渡所得に係る税率を軽減する特例(課税譲渡所得税率 2,000万円以下の部分について 5%→4%)について、適用期限(現行:令和5年度)を令和8年度まで3年間延長する。 対象:所有が5年を超える土地または土地の上に存する権利を、優良建築物の建築事業や公共施設整備を伴う宅地造成を行う事業、または開発許可を受けて行う住宅造成事業等を行う事業に対して譲渡した場合</p>		公布の日	附則第11条																																																																													
(6) 肉用牛の売却による事業所得に係る特例の適用期限の延長	<p>農業を営む個人が、飼育した肉用牛(1頭当たりの売却価額が100万円(交雑牛は80万円、乳牛は50万円)未満の肉用牛)を家畜市場等で売却した場合に、その事業所得に係る区民税を免除する特例について、適用期限(現行:令和6年度)を令和9年度まで3年間延長する。</p>		公布の日	附則第4条																																																																													
(7) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	<p>「給与所得者の扶養親族等申告書」への記載の簡素化(令和7年1月1日以降に提出される申告書から) ※所得税における同様の見直しに合わせた改正 現在:必ず配偶者や扶養親族等の氏名等を記載しなければならない 改正後:その前の年の申告内容と異動がない(記載内容に変更がない)場合は、「その申告書に異動がない」旨を記載するのみで可</p>		令和7年1月1日	第24条の2																																																																													

品川区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の都民税、<u>区民税もしくは森林環境税を納付し、もしくはは納入し、</u>もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、もしくは納入する。</p> <p>3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、第15条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合または同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額または当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の<u>同項</u>の申告書に係る年度分の個人の都民税<u>もしくはは区民税に充当し、</u>もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当する。</u></p> <p>3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

改正後	改正前
<p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p><u>2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項</u>または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告</p>	<p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p><u>2 前項</u>または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書</p>

改正後	改正前
<p>書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項および前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>（区民税の徴収の方法等）</p>	<p>（区民税の徴収の方法）</p>
<p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5または第36条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p>	<p>第27条 区民税は、第32条、第35条の2第1項、第35条の5または第36条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p>
<p>2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。</p>	<p>2 個人の都民税は、当該個人の区民税を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。</p>
<p>3 森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。</p>	
<p>（区民税の納税通知書）</p>	<p>（区民税の納税通知書）</p>

改正後	改正前
<p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、個人の都民税額および森林環境税額の合算額（第35条第1項または第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第35条第1項または第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る区民税の特別徴収）</p>	<p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額および個人の都民税額の合算額（第35条第1項または第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第35条第1項または第35条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る区民税の特別徴収）</p>
<p>第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条および次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（1）支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p> <p>（2）外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であ</p>	<p>第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条および次条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（1）支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p> <p>（2）外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第23条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であ</p>

改正後	改正前
<p>り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得および公的年金等に係る所得以外」とする。</p>	<p>り、かつ、当該年度の初日において第35条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得および公的年金等に係る所得以外」とする。</p>
<p>4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額の特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により、徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>4 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額の特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて、徴収することが困難であると区長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>5 特別徴収の方法により区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において、給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合およびその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこととな</p>	<p>5 特別徴収の方法によつて区民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において、給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合およびその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこととな</p>

改正後	改正前
<p>つたときにあつては、同日までに支払われた当該給与または退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>となつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与または退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p>
<p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式、<u>第5号の15の2様式</u>または施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式または施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>第35条 区民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第28条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、または納入することを委託したものとみなす。</u></p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)</p>
<p>第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金</p>	<p>第35条の2 区民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金</p>

改正後	改正前
<p>給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第35条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第35条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の区を行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第35条の6 法第321条の7の7第1項または第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において</p>	<p>給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第35条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の区を行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する区民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第28条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第35条の6 法第321条の7の7第1項または第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後にお</p>

改正後	改正前
<p>到来する第28条第1項の納期がある場合 <u>には</u> そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合 <u>には</u> 直ちに、普通徴収の方法 <u>により</u> 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法 <u>により</u> 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u> 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、または納入することを委託したものとみなす。</p> <p>（種別割の税率）</p>	<p>いて到来する第28条第1項の納期がある場合 <u>においては</u> そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合 <u>においては</u> 直ちに、普通徴収の方法 <u>によつて</u> 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法 <u>によつて</u> 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて</u> 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金 <u>に充当する</u>。</p> <p>（種別割の税率）</p>
<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p>

改正後	改正前
<p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの <u>および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車および小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 四輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 6,900円</p> <p> 自家用 年額 1万800円</p> <p>b 貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 3,800円</p> <p> 自家用 年額 5,000円</p> <p>c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p>	<p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの <u>および</u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車および小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円</p> <p>(イ) 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 四輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの</p> <p> 営業用 年額 6,900円</p> <p> 自家用 年額 1万800円</p> <p>b 貨物用のもの</p> <p> 営業用 年額 3,800円</p> <p> 自家用 年額 5,000円</p> <p>c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手續)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から</p>

改正後	改正前																
<p>末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式<u>または第34号の2の5の2様式</u>による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>																
<p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>	<p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p>																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1月および2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月および5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月および8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月および11月</td> <td>12月</td> </tr> </tbody> </table>	1月および2月	3月	4月および5月	6月	7月および8月	9月	10月および11月	12月	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1月および2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月および5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月および8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月および11月</td> <td>12月</td> </tr> </tbody> </table>	1月および2月	3月	4月および5月	6月	7月および8月	9月	10月および11月	12月
1月および2月	3月																
4月および5月	6月																
7月および8月	9月																
10月および11月	12月																
1月および2月	3月																
4月および5月	6月																
7月および8月	9月																
10月および11月	12月																
<p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還</p>	<p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還</p>																

改正後	改正前
<p>に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。</p>	<p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。</p>
<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項または第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式 または第34号の2の5の2様式 による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項または第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>	<p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p>
<p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条または第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 または第34号の2の5の2様式 による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条または第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第473条第1項または第2項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第473条第1項または第2項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間または当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>付 則 （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>付 則 （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p>
<p>第4条 昭和57年度から 令和9年度 までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書</p>	<p>第4条 昭和57年度から 令和6年度 までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書</p>

改正後	改正前
<p>(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定および付則第4条第2項」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定および付則第4条第2項」とする。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p>
<p><u>第5条の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>	<p><u>第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、<u>第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第5条の2の2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>	<p>3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第5条の4の規定により読み替えられた第37条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p>
<p>第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後			改正前																												
第1号	100分の1	100分の0.5	第1号	100分の1	100分の0.5																										
第2号	100分の2	100分の1	第2号	100分の2	100分の1																										
第3号	100分の3	100分の2	第3号	100分の3	100分の2																										
<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項および第7項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>			第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第37条の5（第2号に係る部分に限る。）および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第6条 法附則第30条第1項に掲げる三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第3項、第5項、<u>第7項、第9項、第11項、第13項および第15項</u>において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>			第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円																													
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円																													
	1万800円	1万2,900円																													
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円																													
	5,000円	6,000円																													

改正後	改正前																										
<p>3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 443 1070 678"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<p>3 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 443 2072 678"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円																									
	1万800円	2,700円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円																									
	5,000円	1,300円																									
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																									
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円																									
	1万800円	2,700円																									
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円																									
	5,000円	1,300円																									
<p>4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p><u>5 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および第7項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 1220 2072 1450"> <tr> <td><u>第2号ア(イ)</u></td> <td><u>3,900円</u></td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>第2号ア(ウ) a</u></td> <td><u>6,900円</u></td> <td><u>3,500円</u></td> </tr> <tr> <td><u>1万800円</u></td> <td><u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>第2号ア(ウ) b</u></td> <td><u>3,800円</u></td> <td><u>1,900円</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000円</u></td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> </table>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>	<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>	<u>1万800円</u>	<u>5,400円</u>	<u>第2号ア(ウ) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>													
<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>																									
<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>																									
	<u>1万800円</u>	<u>5,400円</u>																									
<u>第2号ア(ウ) b</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>																									
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>																									

改正後

改正前

6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

7 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第5項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

9 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、

改正後	改正前
<p>5 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>第3項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>10 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>11 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>12 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>13 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	改正前
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>	<p>14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p>
<p>7 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（第5項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>15 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（第13項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第7項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>8 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>16 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	<p>第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第7項、第9項、第11項、第13項および第15項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延</p>	<p>2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第40条第2項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延</p>

改正後	改正前
<p>長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条および第44条の規定を除く。)を適用する。</p>	<p>長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第43条および第44条の規定を除く。)を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第11条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額</p>	<p>第11条 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額</p>

改正後	改正前
<p>の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>	<p>の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6までまたは第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>
<p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻</p>	<p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日</p>

改正後	改正前
<p>請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第34条、第39条第1項第1号エ、第51条の3第1項および第5項、第52条第1項ならびに付則第4条第1項の改正規定、付則第5条の2ならびに付則第5条の6第3項を削る改正規定、付則第6条、付則第6条の2第1項、付則第11条第1項および第2項ならびに付則第18条の改正規定ならびに付則第3条第1項（改正後の付則第6条の2第3項に係る部分を除く。）、第2項および第4項の規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第24条の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日（区民税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 改正後の第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する品川区特別区税条例第24条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 改正後の第39条第1項第1号エおよび付則第6条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の</u></p>	<p>の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>付則第5条の2および付則第5条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の付則第5条の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>改正後の付則第6条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	